

第17期

定時株主総会 招集ご通知

日 時

2025年6月23日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
The Okura Tokyo（オークラ東京）
オークラ プレステージタワー
2階「オーチャード」
本年は開催場所が変更となっております。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

監査等委員でない取締役10名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

第6号議案

監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第8号議案

監査等委員でない取締役に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社グループの保険会社において保険料調整行為や情報漏えいが発生していたことにより、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

最も信頼される保険・金融グループとなることを目指してビジネススタイルの変革を進めており、グループを挙げてコンプライアンスの強化やお客さま第一の業務運営の徹底に努めてまいります。

取締役社長 グループCEO 船曳 真一郎

MS&ADインシュアランス グループの目指す姿

経営理念（ミッション）

グローバルな保険・金融サービス事業を通じて、安心と安全を提供し、活力ある社会の発展と地球の健やかな未来を支えます

経営ビジョン

持続的成長と企業価値向上を追い続ける世界トップ水準の保険・金融グループを創造します

行動指針（バリュー）

■ お客さま第一 Customer Focus

わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために、行動します

■ 誠実 Integrity

わたしたちは、あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実、親切、公平・公正に接します

■ チームワーク Teamwork

わたしたちは、お互いの個性と意見を尊重し、知識とアイデアを共有して、ともに成長します

■ 革新 Innovation

わたしたちは、ステークホルダーの声に耳を傾け、絶えず自分の仕事を見直します

■ プロフェッショナリズム Professionalism

わたしたちは、自らを磨き続け、常に高い品質のサービスを提供します

証券コード 8725
2025年6月3日

株主各位

東京都中央区新川二丁目27番2号

MS&ADインシュアラنسグループホールディングス株式会社

取締役社長 グループCEO 船曳 真一郎

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード（8725）を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合はインターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月23日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

The Okura Tokyo（オークラ東京）

オークラ プrestegeタワー2階「オーチャード」

3. 株主総会の目的である事項

報告事項

1. 第17期 [2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）] 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第17期 [2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）] 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役 2名選任の件

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第8号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

-
- 以後の状況により本株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにその旨を掲載いたします。
 - 電子提供措置事項のうち次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①事業報告のうち「保険持株会社の現況に関する事項」の「企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移」「企業集団の主要な事務所の状況」「企業集団の使用者の状況」「企業集団の主要な借入先の状況」及び「その他企業集団の現況に関する重要な事項」、「会社役員に関する事項」の「責任限定契約・補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」、「社外役員に関する事項」、「株式に関する事項」、「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」並びに「その他」
②連結計算書類
③計算書類
④連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
⑤計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本
⑥監査役会監査報告書謄本
 - 本株主総会の目的事項に関するご質問を事前に承り、当社ウェブサイトに回答を掲載させていただく予定です。ご質問を希望される株主さまは、6月11日（水）までに当社ウェブサイトよりお寄せください。なお、すべてのご質問にお答えできないことがありますので、あらかじめご了承ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使

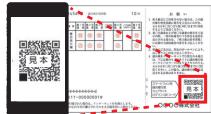


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主さま1名とさせていただきます。

株主総会開催日時 2025年6月23日（月曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使

QRコードを読み取る方法



スマートフォンにより議決権行使書用紙の専用QRコードを読み取ることで、1回に限り、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。ログイン後、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。



「議決権行使コード」「パスワード」を入力する方法

議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご登録ください。

● 議決権行使サイト <https://www.web54.net>

インターネットによる議決権行使期限 2025年6月20日（金曜日）午後5時まで

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にご返送ください。

書面の郵送による議決権行使期限 2025年6月20日（金曜日）午後5時到着

議決権行使についての注意事項

- インターネットにより議決権行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。
- ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

(受付時間 午前9時～午後9時)

0120-652-031 (通話料無料)

機関投資家の皆さんへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性の確保を前提として、持続的な成長により企業価値を高めていくとともに、継続的・安定的な株主還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。

これを踏まえ、中期経営計画（2022-2025）^(*1)においては、1株当たりの配当水準の安定性を維持しつつ、グループ修正利益^(*2)の50%を基本として、配当と自己株式の取得により株主還元を行う方針としております。当期の剰余金の配当につきましては、以上を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金72.5円 総額109,827,979,227.5円

この結果、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金145円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月24日

* 1 中期経営計画における株主還元方針は、以下「〈ご参考〉株主還元方針について」をご参照ください。

* 2 グループ修正利益は、当社グループ全体の経常的な収益力を示す当社独自の指標であり、連結当期利益を基礎に、異常危険準備金繰入額（繰入の場合は加算・戻入の場合は減算）などの加減算を行うことにより算出しております。

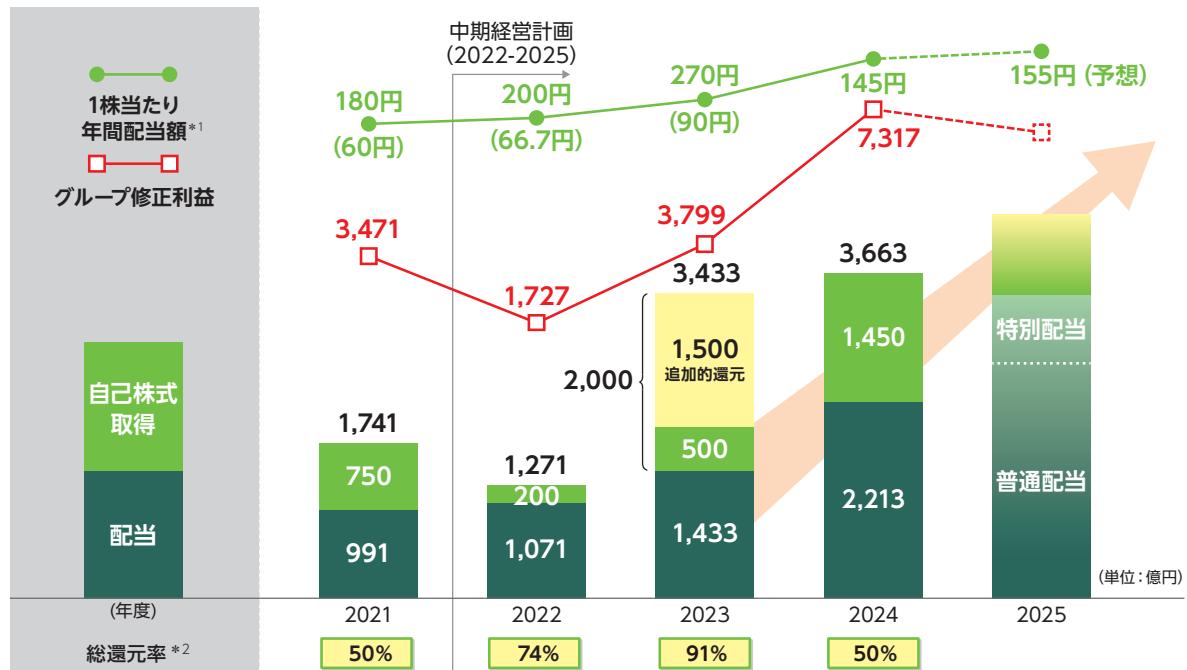
〈ご参考〉株主還元方針について

グループ中期経営計画（2022-2025）においてはグループ修正利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を行っていきます。このうち配当については、利益の成長に応じた普通配当を安定的に増加させつつ、政策株式の売却加速に伴う特別配当も行います。それに加え、市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施していきます。

2024年度は、第1号議案に基づく期末配当を含めて2,213億円の配当と1,450億円の自己株式の取得を実施いたします。

中期経営計画（2022-2025）株主還元方針

- グループ修正利益の50%を基本とし、配当および自己株式の取得による還元を実施
- 普通配当は利益成長に応じて増配、政策株式の売却加速による利益は特別配当で還元
- 市場動向、事業環境、資本の状況などを踏まえ、機動的・弾力的に追加的還元を実施



*1 () 内は2024年4月1日付で行った株式分割後の株式数を基準に換算した場合の配当額

*2 (当年度に関する配当 (当年12月、翌年6月) + 次年度の定時株主総会開催日までに決定した自己株式の取得) ÷ 当年度のグループ修正利益

グループ修正利益の計算式

$$\text{グループ修正利益}^*3 = \text{連結当期利益} + \text{異常危険準備金等繰入額}^*4, *5 - \text{その他特殊要因(のれん・その他無形固定資産償却額等)} + \text{非連結グループ会社持分利益}$$

*3 各調整額は税引後

*4 国内損害保険事業および三井住友海上あいおい生命の異常危険準備金・危険準備金・価格変動準備金

*5 戻入の場合は減算

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督・牽制機能の強化並びに意思決定及び業務執行の迅速化を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行^(*)いたしたいと存じます。

このため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行い、重要な業務執行の決定の委任に係る規定を新設するとともに、監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設、条数の変更その他所要の変更を行うものであります（現行定款第4条、第11条、第12条、第20条から第25条まで及び第28条から第39条まで）。

(2) 取締役の責任限定契約に係る見直し

会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結することにより、社外取締役に限らず業務執行を行わない取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条第2項について所要の変更を行うものであります。

なお、この変更につきましては各監査役の同意を得ております。

- * 監査等委員会設置会社への移行につきましては、12ページの「<ご参考>監査等委員会設置会社への移行について」をご参照ください。

2. 変更の内容

次に掲げる「現行定款・変更定款案対照表」に記載のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本定時株主総会終結の時をもって生じるものといたします。

現行定款・変更定款案対照表

(下線が変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
(株主名簿管理人) 第11条 (条文省略) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	(株主名簿管理人) 第11条 (現行定款どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。 3 (現行定款どおり)
(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。
(員数) 第20条 当会社の取締役は、 <u>15名</u> 以内とする。	(員数) 第20条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く。</u>) は、 <u>12名</u> 以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、 <u>5名</u> 以内とする。
(新設)	
(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。	(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
2～3 (条文省略) (新設)	2～3 (現行定款どおり) 4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(任期) 第22条 取締役 (監査等委員である者を除く。) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(新設)	(補充選任) 第23条 取締役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。
(新設)	第23条 取締役 (監査等委員である者を除く。) に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。 2 監査等委員である取締役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。
(代表取締役及び取締役の役制) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。	(代表取締役及び取締役の役制) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である者を除く。) の中から代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役 (監査等委員である者を除く。) の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(取締役会の招集) 第25条（条文省略） 2（条文省略） 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集) 第25条（現行定款どおり） 2（現行定款どおり） 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
(取締役の責任免除) 第29条（条文省略） 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	(取締役の責任免除) 第30条（現行定款どおり） 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。

現 行 定 款	変 更 定 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、6名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任決議の効力) 第32条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(補充選任) 第34条 監査役に欠員を生じた場合においても、法定の員数を欠かないときは、補充選任を行わないことができる。</p> <p>(常勤の監査役及び常任監査役) 第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 2 監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 案
(監査役会の招集) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(監査等委員会の招集) 第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。	(削除)
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関する同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお変更前定款第39条第2項に定めるところによる。</p>

〈ご参考〉監査等委員会設置会社への移行について

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

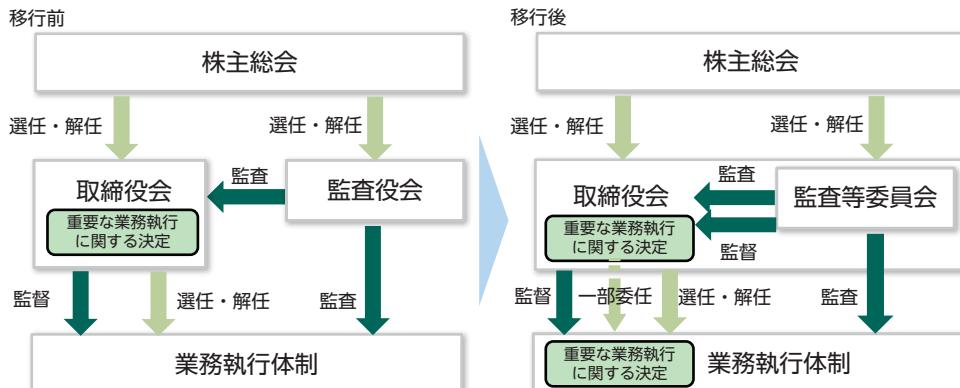
移行の目的

<監督機能の強化>

- ・監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、監査役会設置会社における監査役と比べ、取締役会の監督・牽制機能が強化されます。また、取締役会の構成について社外取締役を過半数とすることにより、取締役会における経営判断の客観性を高め、ガバナンス体制の一層の充実を図ります。

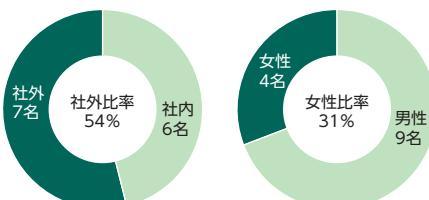
<意思決定及び業務執行の迅速化>

- ・機関設計を監査等委員会設置会社に変更することにより、重要な業務の執行に関する決定の一部を取締役に委任し、意思決定及び業務執行の迅速化を図ります。これにより、取締役会におけるグループの重要課題等の論議をさらに充実させてまいります。

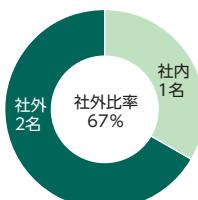


※引き続き、取締役会の内部委員会である「人事委員会」及び「報酬委員会」（委員の過半数及び委員長は社外取締役）並びに「ガバナンス委員会」を設置し、実効性と透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築します。

取締役会の構成（移行後）



監査等委員会の構成



第3号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

取締役11名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、社外取締役5名を含む監査等委員でない取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

候補者番号	氏 名			性別	現在の当社における地位及び担当
1	再任	はら 原	のり ゆき 典之	男性	取締役会長 会長執行役員
2	再任	かな すざ 金杉	やす ぞう 恭三	男性	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員
3	再任	ふな びき 船曳	しん いち ろう 真一郎	男性	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)
4	新任	く どう 工藤	しげ お 成生	男性	副社長執行役員 総合企画部、広報部、IR部、監査部、資本政策、 グループ CFO
5	新任	にい ろ 新納	けい すけ 啓介	男性	執行役員 経営全般補佐
6	再任	とび まつ 飛松	じゅん いち 純一	男性	取締役 (社外取締役) 社外取締役 独立役員
7	再任	Rochelle ロッシェル・カップ	Kopp	女性	取締役 (社外取締役) 社外取締役 独立役員
8	再任	いし わた 石渡	あけ み 明美	女性	取締役 (社外取締役) 社外取締役 独立役員
9	再任	すず き 鈴木	じゅん 純	男性	取締役 (社外取締役) 社外取締役 独立役員
10	新任	おか じま 岡島	あつ こ 敦子	女性	 社外取締役 独立役員

候補者
番 号

1



はら
原
のり
典
ゆき
之

再 任

■ 生年月日	1955年7月21日生
■ 所有する当社株式の数	196,385株
■ 取締役会への出席状況（2024年度）	14/14回 (100%)

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

マーケット開発、営業、商品業務、経営企画に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2021年まで三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長、2021年から同社の取締役会長を、また、2020年から2024年まで当社の取締役社長、2024年から当社の取締役会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1978年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員企業品質管理部長
2010年 4月 同社常務執行役員名古屋企業本部長
2012年 4月 同社取締役常務執行役員
2013年 4月 同社取締役専務執行役員
2015年 4月 同社取締役 副社長執行役員
2016年 4月 同社取締役社長 社長執行役員
当社執行役員
2016年 6月 取締役執行役員
2020年 6月 取締役社長 社長執行役員
2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員（現職）
2024年 6月 当社取締役会長 会長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役会長 会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役会長 会長執行役員

(注) 24ページに「複数の候補者に共通する注記」として原典之氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

2

かな
金

すが
杉

やす
恭

ぞう
三

再任

■ 生年月日

1956年5月29日生

■ 所有する当社株式の数

204,954株

■ 取締役会への出席状況（2024年度）

14/14回（100%）

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、統合推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2016年から2022年まであいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長、2022年から同社の取締役会長を、また、2020年から当社の取締役副会長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1979年4月 大東京火災海上保険株式会社入社
- 2008年4月 あいおい損害保険株式会社常務役員人事企画部長
- 2009年4月 同社執行役員
- 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
- 2011年4月 同社常務執行役員
- 2012年4月 当社執行役員
- 2012年6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
- 2013年4月 同社取締役専務執行役員
- 2014年6月 当社取締役執行役員
- 2016年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長
- 2020年6月 当社取締役副会長 副会長執行役員（現職）
- 2022年4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役会長

(注) 24ページに「複数の候補者に共通する注記」として金杉恭三氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

3



ふな びき しん いち ろう
船 曳 真 一 郎

再任

■ 生年月日	1960年5月11日生
■ 所有する当社株式の数	161,875株
■ 取締役会への出席状況（2024年度）	12/12回 (100%)*

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

経営企画、営業、事務・システム、DX推進に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2021年から三井住友海上火災保険株式会社の取締役社長を、また、2024年から当社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、引き続き監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1983年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
2013年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
2015年 4月 同社常務執行役員東京企業第一本部長
2017年 4月 同社取締役専務執行役員
当社執行役員
2019年 4月 専務執行役員
2020年 4月 執行役員
三井住友海上火災保険株式会社取締役 副社長執行役員
2021年 4月 同社取締役社長 社長執行役員（現職）
2024年 6月 当社取締役社長 社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：代表取締役 取締役社長 社長執行役員（グループCEO）

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役社長 社長執行役員

* 船曳真一郎氏は2024年6月24日開催の第16期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

(注) 24ページに「複数の候補者に共通する注記」として船曳真一郎氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

4



工 藤 成 生

新 任

■ 生年月日

1964年8月11日生

■ 所有する当社株式の数

52,985株

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

経営企画、営業、商品・サービス業務に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2023年から2025年まで三井住友海上火災保険株式会社の専務執行役員を、また、2025年から当社の副社長執行役員を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1987年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 2018年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長
- 2019年 4月 同社執行役員東京本部長
- 2021年 4月 同社常務執行役員
- 2022年 4月 同社取締役常務執行役員商品・サービス本部長
- 2023年 4月 同社取締役専務執行役員商品・サービス本部長
- 2025年 4月 当社副社長執行役員（現職）

■ 当社における地位及び担当：副社長執行役員

総合企画部、広報部、I R 部、監査部、資本政策、グループC F O

(注) 24ページに「複数の候補者に共通する注記」として工藤成生氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

5



にい ろ けい すけ
新 納 啓 介

新 任

■ 生年月日

1965年7月5日生

■ 所有する当社株式の数

58,785株

■ 監査等委員でない取締役候補者とした理由

経営企画、再保険、人事、営業に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2020年から当社執行役員を、また、2022年からあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の取締役社長を務めるなど、保険会社等の経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、監査等委員でない取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1988年 4月 大東京火災海上保険株式会社入社
2018年 4月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社執行役員
2020年 4月 同社常務執行役員
当社執行役員（現職）
2020年 6月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役常務執行役員
2022年 4月 同社取締役社長（現職）

■ 当社における地位及び担当：執行役員

経営全般補佐

■ 重要な兼職の状況：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社取締役社長

(注) 24ページに「複数の候補者に共通する注記」として新納啓介氏に関する内容を記載しております。



候補者番号

6

とび まつ じゅん いち
飛 松 純 一再任
社外取締役
独立役員

■ 生年月日	1972年8月15日生
■ 所有する当社株式の数	0株
■ 取締役会への出席状況（2024年度）	14/14回（100%）
■ 社外取締役在任期数（本定時株主総会終結時）	7年

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しております。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループの経営の健全性確保について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。飛松純一氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験に鑑み、監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

- 1998年4月 弁護士登録
森総合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）弁護士
2004年6月 ニューヨーク州弁護士登録
2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科准教授
2016年7月 飛松法律事務所（現 外苑法律事務所）弁護士（現職）
2018年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：外苑法律事務所弁護士

株式会社キャンディル取締役（社外取締役（監査等委員））

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と外苑法律事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社キャンディルとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、飛松純一氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に、2021年3月から2023年12月まで社外取締役に就任していた株式会社アマナにおいて、2020年11月及び2023年5月、同社及び国内連結子会社で不適切な会計処理及び不適切な取引が行われた事実が判明いたしました。このうち2023年5月に判明した事実に関して、2024年2月、同社は金融庁より、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を受けました。同氏は、それらの事実を事前に認識しておりませんでしたが、日頃より法令遵守の観点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑惑が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行っておりました。
3. 24ページにも「複数の候補者に共通する注記」として飛松純一氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

7



Rochelle

Kopp

ロッシェル・カップ[®]

再 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1964年6月29日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 取締役会への出席状況（2024年度） 14/14回（100%）

■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時） 5年

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

異文化コミュニケーションに関する豊富な知見並びに日本及び米国における経営コンサルタントとしての経験を有しております。引き続き、当該知見及び経験を活かし、特に当社グループのグローバル展開について専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

1986年 6月 ZS Associates, Inc.ビジネスアナリスト

1987年 6月 同社シニア・ビジネスアナリスト

1988年 8月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）国際広報スペシャリスト

1992年10月 IPC Group, Inc.コンサルタント

1994年 7月 Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）（現職）

2015年 1月 ビジネス・ブレーカスルー大学グローバル・リーダーシップコース教授

2019年 4月 北九州市立大学外国語学部教授

2020年 6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：Japan Intercultural Consultingマネージングプリンシパル（社長）

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社とJapan Intercultural Consultingとの間には取引はありません。その他についても、ロッシェル・カップ氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 24ページにも「複数の候補者に共通する注記」としてロッシェル・カップ氏に関する内容を記載しております。



候補者番号

8

いし 渡 明 美
わた あけ み

再任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1960年8月23日生
■ 所有する当社株式の数	1,600株
■ 取締役会への出席状況（2024年度）	14/14回 (100%)
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	3年

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

花王株式会社執行役員として、ESG活動をけん引するなどサステナビリティに関する豊富な知見を有し、また、広報・コーポレートブランディングの統括責任者としての経験を有しております。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 ブリストル・マイヤーズ株式会社入社
1985年12月 花王株式会社入社 花王生活科学研究所配属
2003年3月 同社ハウスホールド事業本部商品開発マネジャー
2005年12月 同社生活者研究センター室長
2010年3月 同社生活者研究センターセンター長
2015年3月 同社執行役員コーポレートコミュニケーション部門統括
2021年1月 同社エグゼクティブ・フェロー
2022年1月 同社特命フェロー
2022年6月 当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と花王株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、石渡明美氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 24ページにも「複数の候補者に共通する注記」として石渡明美氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

9



すず き じゅん
鈴 木 純

再 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日	1958年2月19日生
■ 所有する当社株式の数	7,500株
■ 取締役会への出席状況（2024年度）	14/14回 (100%)
■ 社外取締役在任年数（本定時株主総会終結時）	2年

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

帝人株式会社帝人グループ駐欧州総代表、同社代表取締役社長執行役員 C E O等を歴任され、国際ビジネスに関する豊富な知見及び上場企業の経営者としての経験を有しております。引き続き、当該知見及び経験を活かし、幅広い視点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。

■ 略歴

- 1983年4月 帝人株式会社入社
2011年4月 同社帝人グループ駐欧州総代表
Teijin Holdings Netherlands B. V.社長
2012年4月 帝人株式会社帝人グループ執行役員
2013年4月 同社帝人グループ常務執行役員
2013年6月 同社取締役常務執行役員
2014年4月 同社代表取締役社長執行役員 C E O
2022年4月 同社取締役会長
2023年4月 同社取締役シニア・アドバイザー
2023年6月 同社シニア・アドバイザー（現職）
当社取締役（現職）

■ 当社における地位及び担当：取締役（社外取締役）

■ 重要な兼職の状況：出光興産株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と帝人株式会社及び出光興産株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、鈴木純氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 24ページにも「複数の候補者に共通する注記」として鈴木純氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

10

おか
岡
島
あつ
敦
こ
子

新 任

社外取締役

独立役員

■ 監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

農林水産省大臣官房審議官、厚生労働省大臣官房審議官、内閣府男女共同参画局長等を歴任され、行政に関する豊富な知見及び経験を有しております。当該知見及び経験を活かし、専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。岡島敦子氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、行政に関する幅広い知見や経験に鑑み、監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

1977年 4月 農林省（現 農林水産省）入省
 2003年 7月 農林水産省大臣官房審議官
 2004年 7月 厚生労働省大臣官房審議官
 2006年 7月 埼玉県副知事
 2009年 7月 内閣府男女共同参画局長
 2013年 4月 内閣府情報公開・個人情報保護審査会委員
 2016年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
 2022年 4月 公立大学法人埼玉県立大学理事（現職）

■ 重要な兼職の状況：公立大学法人埼玉県立大学理事

ハウス食品グループ本社株式会社取締役（社外取締役（監査等委員））
 大東港運株式会社取締役（社外取締役）

- (注) 1. 当社及び当社の主要な子会社と公立大学法人埼玉県立大学、ハウス食品グループ本社株式会社及び大東港運株式会社との間に取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、岡島敦子氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
 2. 24ページにも「複数の候補者に共通する注記」として岡島敦子氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美、鈴木純及び岡島敦子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。各氏が選任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岡島敦子氏が選任された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、飛松純一、ロッシェル・カップ、石渡明美及び鈴木純の各氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、当社は、岡島敦子氏についても一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
6. 飛松純一及び岡島敦子の各氏の「監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。

候補者番号	氏名			性別	現在の当社における地位及び担当
1	新任	川津	かわ つ ひで き 英樹	男性	
2	新任	國井	くに い たい せい 泰成	男性	監査役（社外監査役） 社外取締役 独立役員
3	新任	村山	むら やま ゆ か り 由香里	女性	社外取締役 独立役員

候補者
番号

1



かわ 川 つ ひで 英 き 樹

新任

■ 生年月日

1968年11月2日生

■ 所有する当社株式の数

19,547株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

経営企画、内部監査に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2024年から三井住友海上火災保険株式会社の常務執行役員を務めるなど、当社の業務全般を適切に監査・監督できる知見を有していることから、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

1991年4月 住友海上火災保険株式会社入社

2023年4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員経営企画部長

2024年8月 同社常務執行役員

2025年4月 同社取締役常務執行役員（現職）*

* 2025年6月に予定されている三井住友海上火災保険株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社の常務執行役員を退任する予定です。

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社取締役

(注) 29ページに「複数の候補者に共通する注記」として川津英樹氏に関する内容を記載しております。

候補者番号

2



くに
國

い
井

たい
泰

せい
成

新任

社外取締役

独立役員

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

有限責任監査法人トーマツの包括代表を務められるなど、長年にわたり公認会計士としての実務に従事されており、財務及び会計に関する豊富な知見及び経験を有しております。当該知見及び経験を活かし、専門的な観点から経営の監査・監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。國井泰成氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知見や監査法人の経営の経験に鑑み、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

1985年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
 1989年8月 公認会計士登録
 2013年10月 有限責任監査法人トーマツ執行役 東京監査事業部長
 2018年6月 同法人包括代表
 2023年2月 國井泰成公認会計士事務所公認会計士（現職）
 2024年6月 当社監査役（現職）

■ 当社における地位及び担当：監査役（社外監査役）

■ 重要な兼職の状況：國井泰成公認会計士事務所公認会計士 住友商事株式会社監査役（社外監査役）

*國井泰成氏は2024年6月24日開催の第16期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任しましたので、同日以降に開催した取締役会及び監査役会への出席状況を記載しております。

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社と國井泰成公認会計士事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と有限責任監査法人トーマツ及び住友商事株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、國井泰成氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
 2. 29ページにも「複数の候補者に共通する注記」として國井泰成氏に関する内容を記載しております。

候補者
番 号

3



むら やま ゆかり
村 山 由香里

新 任

社外取締役

独立役員

■ 生年月日

1972年8月4日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として企業法務全般に関する豊富な知見及び経験を有しております。当該知見及び経験を活かし、専門的な観点から経営の監査・監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。村山由香里氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知見や経験に鑑み、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

2000年4月 弁護士登録

坂井秀行法律事務所*弁護士

2010年1月 金融庁監督局（金融会社室及び信用機構対応室）出向

2012年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）* カウンセル

2013年1月 同事務所パートナー

2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所*パートナー（現職）

*現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

■ 重要な兼職の状況：アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業弁護士

株式会社電通総研取締役（社外取締役（監査等委員））

株式会社カーリット取締役（社外取締役）

- (注) 1. 当社又は当社の主要な子会社とアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業、株式会社電通総研及び株式会社カーリットとの間には取引がありますが、その取引金額は各社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、村山由香里氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
2. 29ページにも「複数の候補者に共通する注記」として村山由香里氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 國井泰成及び村山由香里の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、國井泰成氏との間で、監査役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結しております。國井泰成及び村山由香里の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、國井泰成氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。また、当社は、村山由香里氏についても一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
6. 國井泰成及び村山由香里の各氏の「監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者林亮一氏は監査等委員である取締役のうち社外取締役でないものの補欠として、候補者千谷英造氏は監査等委員である取締役のうち社外取締役であるものの補欠として選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものいたします。また、本議案における選任の効力は、監査等委員である取締役への就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

候補者番号

1



はやし
林

りょう
一

補欠の取締役

<p>■ 生年月日</p>	1970年12月4日生
<p>■ 所有する当社株式の数</p>	42株

■ 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

人事、営業、経営企画、内部監査に携わるなど豊富な業務経験を有し、2025年から三井住友海上火災保険株式会社の執行役員を務めるなど、当社の業務全般を適切に監査・監督できる知見を有していることから、補欠の監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

■ 略歴

- 1995年 4月 住友海上火災保険株式会社入社
- 2021年 4月 三井住友海上火災保険株式会社人事部部長
当社人事・総務部部長
- 2022年 4月 三井住友海上火災保険株式会社長野支店長
- 2023年 4月 当社総合企画部部長
- 2024年 4月 三井住友海上火災保険株式会社内部監査部長
当社監査部部長（現職）*
- 2025年 4月 三井住友海上火災保険株式会社執行役員内部監査部長（現職）*

■ 当社における地位及び担当：監査部部長*

■ 重要な兼職の状況：三井住友海上火災保険株式会社執行役員内部監査部長*

*法令に定める監査等委員である取締役が員数を欠くこととなる場合、当社監査部部長及び三井住友海上火災保険株式会社執行役員内部監査部長を退任する予定です。

(注) 33ページに「複数の候補者に共通する注記」として林亮一氏に関する内容を記載しております。

候補者
番号

2



ち 千 谷 英 造

補欠の社外取締役
独立役員

■ 生年月日

1961年10月26日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり公認会計士としての実務に従事されており、財務及び会計に関する豊富な知見及び経験を有しております。千谷英造氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該知見及び経験を活かし、専門的な観点から経営の監査・監督と経営全般への助言をいただくことを期待しております。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、財務及び会計に関する専門的な知見や経験に鑑み、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

■ 略歴

1988年10月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1992年3月 公認会計士登録
1992年7月 青山監査法人プライスウォーターハウス会計事務所
（現 PwC Japan有限責任監査法人・PwC 税理士法人）入所
1996年7月 税理士登録
千谷会計事務所 公認会計士・税理士（現職）

■ 重要な兼職の状況：千谷会計事務所 公認会計士・税理士
株式会社日本ハウスホールディングス監査役（社外監査役）

- (注) 1. 千谷英造氏は補欠の社外取締役候補者であります。
2. 千谷英造氏が監査等委員である取締役に就任された場合、監査等委員である取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当社は同氏との間で、取締役としての任務を怠り当社に損害を加えた場合において、取締役がその職務を行ふにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償額の上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社又は当社の主要な子会社と千谷会計事務所との間には取引はありません。当社又は当社の主要な子会社と株式会社日本ハウスホールディングスとの間には取引がありますが、その取引金額は同社の直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、その取引金額は当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料の1%未満であります。その他についても、千谷英造氏と当社との間に独立性に影響を与える事由はありません。
4. 千谷英造氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、同氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出する予定であります。
5. 「補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」において、「会社」とは会社法に定める会社及び外国会社をいいます。
6. 33ページにも「複数の候補者に共通する注記」として千谷英造氏に関する内容を記載しております。

複数の候補者に共通する注記

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当社は当該保険契約を次回更新時においても同内容で更新することを予定しております。

〈ご参考〉本定時株主総会終了後の取締役（予定）のスキルマトリックス

役職	スキル 役員	企業 経営	国際性	IT・ デジタル	サステナ ビリティ	人事・ 人財育成	法務・ コンプライアンス・ 内部監査	リスク 管理	財務・ 会計	保険 事業
監査等委員でない取締役	原典之取締役	○	○		○	○	○	○		○
	金杉恭三取締役	○	○		○	○	○			○
	船曳真一郎取締役	○	○	○	○	○	○			○
	工藤成生取締役				○		○	○		○
	新納啓介取締役	○	○		○	○				○
	飛松純一社外取締役		○				○			
	ロッシェル・カップ社外取締役	○	○		○	○				
	石渡明美社外取締役				○					
	鈴木純社外取締役	○	○		○	○				
監査ある等の委員会取締役	岡島敦子社外取締役					○	○	○		
	川津英樹取締役			○	○		○			○
	國井泰成社外取締役	○							○	
	村山由香里社外取締役						○			

スキル	スキル充足要件
企業経営	企業等の社長またはC x ○の経験がある
国際性	海外部門・海外における勤務・役員経験がある 海外事業投資・提携の業務経験がある 海外事業に関する専門的な知見を有している
IT・デジタル	IT・デジタル部門における勤務・役員経験がある IT・デジタル分野の企業での勤務・役員経験がある IT・デジタル分野に関する専門的な知見を有している
サステナビリティ	サステナビリティ部門における勤務・役員経験がある サステナビリティに関する専門的な知見を有している
人事・人財育成	人事部門における勤務・役員経験がある 人事や人財育成に関する専門的な知見を有している
法務・コンプライアンス・内部監査	弁護士、裁判官、検察官の経験がある 法律事務所のパートナーの経験がある 法務・コンプライアンス・内部監査部門における勤務・役員経験がある
リスク管理	リスク管理部門における勤務・役員経験がある 保険数理に関する専門的な知見を有している
財務・会計	財務・会計部門における勤務・役員経験がある 財務・会計に関する専門的な知見を有している
保険事業	保険業界での勤務・役員経験がある

〈ご参考〉取締役候補の選任基準・独立性の判断基準（概要）

1. 社外取締役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、以下(1)～(3)を満たすこと。

	会社経営に関する一般的な常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。 ○資料や報告から事實を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性 監査等委員である社外取締役にあっては、上記に加え、保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
(1) 適格性	会社経営に関する一般的な常識及び取締役・取締役会の在り方についての基本的理解に基づき、経営全般のモニタリングを行い、アドバイスを行うために必要な次に掲げる資質を有すること。 ○資料や報告から事實を認定する力 ○問題及びリスク発見能力・応用力 ○経営戦略に対する適切なモニタリング能力及び助言能力 ○率直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことができる精神的独立性 監査等委員である社外取締役にあっては、上記に加え、保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること。
(2) 専門性	経営、経理、財務、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を挙げていること。
(3) 独立性	次に掲げる者に該当しないこと。 ① 当社又は当社の子会社の業務執行者 ② 当社の子会社の取締役又は監査役 ③ 当社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた者）又はその業務執行者 ④ 当社の主要な取引先（当社の直近事業年度における連結元受正味収入保険料（除く積立保険料）の2%以上の支払いを当社の子会社に対して行った者）又はその業務執行者 ⑤ 当社の上位10位以内の株主（当該株主が法人である場合は当該法人の業務執行者） ⑥ 当社又は当社の子会社が取締役を派遣している会社の業務執行者 ⑦ 当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 ⑧ 過去5年間において上記①から⑦のいずれかに該当していた者 ⑨ 過去に当社又は当社の子会社の業務執行者であった者 ⑩ 上記①から⑨までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
※ 通算任期	第17期定期株主総会終結時以降に新たに就任する社外取締役の通算任期を次のとおりとする。 ① 監査等委員でない社外取締役にあっては、4期4年を目処とし、最長8期8年まで再任を妨げない。 ② 監査等委員である社外取締役にあっては、原則として2期4年とするが、最長4期8年まで再任を妨げない。

2. 社外取締役以外の取締役候補

次に掲げる要件を満たすこと。

- 会社法が定める取締役の欠格事由に該当しないこと。
- 保険業法が定める保険持株会社の取締役の欠格事由に該当しないこと。

加えて、多様な経験や専門性の高い経験等を有し、リーダーシップの発揮により企業理念を体現すること。

〈ご参考〉サクセッションプランについて

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を目指すため、グループCEO（以下「CEO」といいます。）の選解任および後継者の育成を経営の重要課題の一つと位置付け、サクセッションプランを定めております。概要は以下のとおりです。

1. CEOの選任基準

- ・当社グループの経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を体現し、社会との共通価値の創造（CSV：Creating Shared Value）の実現に高い価値観を有している
- ・将来ビジョンの構想力、構築力を備えている
- ・公平・公正さを備えている
- ・人財育成力を有している
- ・リーダーシップが発揮できる
- ・グローバルな対応力を有している
- ・グループベストを行動の基本としている

2. CEOの選任プロセス

(1) CEOによる推薦

- ・CEOは複数の候補者に優先順位をつけ、人事委員会（委員の過半数および委員長は社外取締役）に推薦します。
- ・候補者には当社グループ内出身者に加え、当社グループ外の人財を含めることができます。

(2) 人事委員会の審議

- ・人事委員会はCEOからの候補者推薦を受けて、審議を行います。
- ・社外取締役は、別の候補者を推薦することができます。

(3) 取締役会の決議

- ・(1) (2) のプロセスを経て、人事委員会は取締役会に助言を行い、取締役会の決議により決定します。

3. CEO候補者の育成計画

CEOは多くの候補者を育成することを自身の重要な役割と位置付け、候補者（当社グループ内出身者）には必要に応じて以下の経験を積ませることとします。

- ・複数部門（管理・業務・国際・営業・損害サービス・システム等）
- ・国内事業会社、海外子会社の経営

4. CEOの解任プロセス

(1) 社外取締役は、CEOが執行役員規程に定める禁止事項に該当した場合（会社法その他の法令または会社の規程に定める義務に違反することなど）や、健康上その他の理由により職務を適正に継続することが難しいと判断される場合等、解任に関する論議が必要と判断した場合には、自らの発議によりCEO以外の人事委員会委員と審議します。

その審議結果に基づき、会社法および社内規程に則り、必要な手続きを行います。

(2) 社外取締役以外の取締役は取締役会規程に基づき取締役会を招集請求のうえ、株主総会における取締役解任議案の提出を求めるることができます。

〈ご参考〉取締役会全体の実効性に関する分析・評価について

当社では、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」第3章5.に記載のとおり、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施することとしています。

2024年度の取締役会全体の実効性についての分析・評価の概要は、以下のとおりです。

1. 分析・評価のプロセス

(1) 全取締役に対する自己及び取締役会評価アンケートの実施

- ・16項目の質問票（取締役会の役割・責務、運営等にて設問を構成）および取締役会議案の重要度と充実度に関するギャップ分析を事前に配付し、事務局によるインタビュー形式でアンケートを実施した。なお、保険事業会社で発生した不適切な行為に関連する対応状況についても確認している。
- ・2023年度の取締役会評価でとりまとめた改善策（2024年度の機能向上策）についても、取組みが適切に実施されているかを確認した。

(2) 社外取締役会議における意見交換

- ・社外取締役会議（社外取締役全員で構成）において、アンケート結果に基づき、分析・評価のための意見交換を実施した。

(3) ガバナンス委員会における分析・評価のとりまとめ

- ・ガバナンス委員会（社外取締役全員、取締役会長、取締役副会長、取締役社長で構成）では、社外取締役会議での意見交換結果も踏まえた分析・評価を行うとともに、コンサルティング会社の専門的な知見も活用し、2025年度の機能向上策をとりまとめた。

(4) 2025年度の取組み

- ・2025年度の機能向上策は、速やかに取組みを開始・強化し、実効性向上に向けたPDCAサイクルにつなげていく。

2. 分析・評価結果の概要

2024年度の取締役会における論議内容及び機能発揮、運営面、並びに社外役員に対する研修・情報提供等の状況を踏まえた結果は以下のとおりです。

2024年度の取組みと取締役会評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画を目指す姿の実現はステークホルダーへのコミットメントであると取締役全員が強く意識し、その進捗状況の管理や対応策について、十分な情報共有と建設的な論議ができている。 ・役員間のフランクな意見交換ができる機会が充実しており、取締役会全体の論議の質の向上に寄与している。取締役として必要となる知識習得・研鑽のための勉強会の設定は適切であった。今後は役員勉強会の参加者の範囲拡大の検討も視野に、各保険事業会社の戦略等について意見交換や論議の場を増やすことが望ましい。 ・事業投資案件は、早い段階で十分な論議・検討ができている。今後も論議を深めるため、事業投資対象に関する留意点や情報量の拡充が必要である。 ・グループ社員への経営理念浸透が不十分であり、課題が残っている。 ・社外取締役比率が過半数に達していないことが課題である。
2025年度の機能向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・グループガバナンス強化を図ることを目的に、役員勉強会の参加者の範囲拡大や保険事業会社ごとの戦略等に関する意見交換や論議、および保険事業会社役員間の接点機会を拡充していく。 ・大型事業投資案件に関して、国内外案件を問わず市場環境や事業投資実行における留意点等も含め、情報共有量を拡充し論議を重ねる機会を設ける。(役員勉強会等の場も活用) ・グループ社員に対する経営理念等の浸透・実践状況が確認できるよう、社員意識調査の分析、保険事業会社の第一線の見学会の実施、海外経営陣との意見交換を継続して実施する。 ・機関設計を「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する。また、社外取締役比率を過半数とするべく体制を構築する。

〈ご参考〉最も信頼される保険・金融グループの創造に向けて

当社グループにおいて、保険料調整行為（＊1）および情報漏えい（＊2）が確認されたことを受け、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保において、両事業の根柢にある旧来のビジネス慣行からの脱却を図り、内部管理態勢の強化や顧客本位・法令遵守を第一に考える健全な企業風土の醸成に努めるなど、ビジネススタイルの変革に努めてまいりました。最も信頼される保険・金融グループとなることを目指し、コンプライアンスの徹底やガバナンスの強化に向け、グループを挙げ全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の取組みのポイント

保険料 調整行為	<p>①旧来のビジネス慣行からの脱却</p> <ul style="list-style-type: none">○過度な便宜供与・政策株式保有等の廃止○代理店との二重構造の解消○独占禁止法に関する規程等の整備と共同保険運営の適正化○過度なトップライン偏重からの脱却（営業部門方針・評価の見直し）○アンダーライティング力・リスクソリューション提供力の強化	<p>②ガバナンス・内部管理態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none">○リスク検知力の強化（リーガルリテラシーの向上）○3線管理（※）の高度化・実効性向上○第3線の提言機能の強化○取締役会の一層の機能発揮○監査役監査の強化○持株会社による経営管理態勢の改善（※）事業部門・管理部門・内部監査部門がリスク管理に関するそれぞれの役割を果たすこと	<p>③カルチャー変革</p> <ul style="list-style-type: none">○経営陣によるトップメッセージの発信とグループのミッション・ビジョン・バリューの浸透○タウンホールミーティングの開催○人事制度・人事評価の抜本的な見直し○社員の心理的安全性の向上と社内コミュニケーションの活性化
情報 漏えい	<保険代理店による情報漏えい> <ul style="list-style-type: none">①ディーラー代理店におけるビジネス慣行の見直し②代理店と営業担当者に対する実践的な個人情報管理教育・指導の徹底	<保険代理店へ出向している社員による情報漏えい> <ul style="list-style-type: none">①出向方針を見直し、今後の乗合代理店への出向を原則廃止②情報管理を含めた留意すべき法令等の教育・指導を強化	



社外専門家による評価

* 1 1つの保険契約を複数の保険会社が共同して引き受ける共同保険の取引において、お客さまに提示する保険料の水準等の情報を保険会社の間で事前に伝達した事例など。三井住友海上およびあいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の概要は以下のウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト] https://www.ms-ad-hd.com/ja/important_notice/notice-02.html



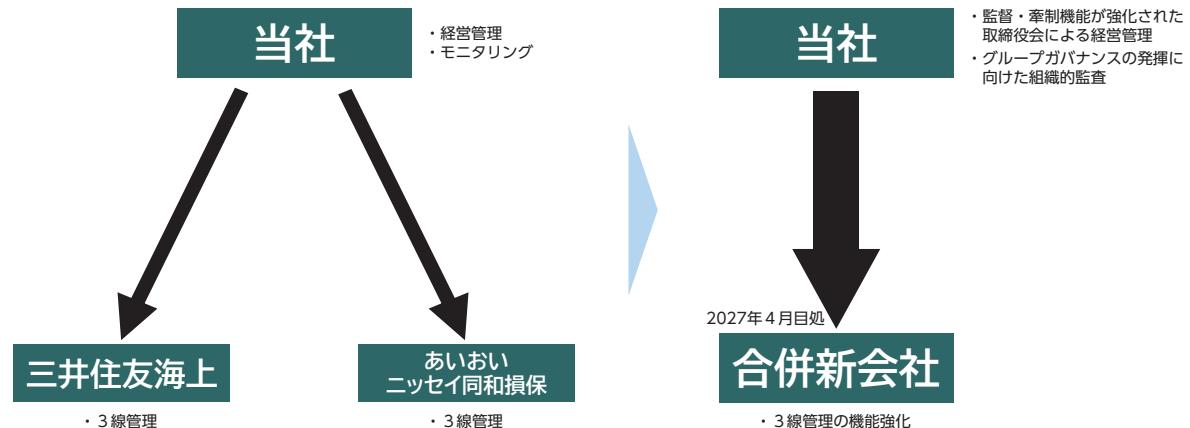
* 2 保険代理店と当該代理店に委託している他の保険会社間におけるメール等の連絡により、グループ国内保険会社のお客さま情報が、他の保険会社に漏えいした事例、および保険代理店へ出向しているグループ社員が、出向先の保険代理店で取り扱う他の保険会社等のお客さま情報を当該代理店から了承を取り付けることなく出向元であるグループ国内保険会社に漏えいさせた事例。事実関係の詳細などは以下のウェブサイトに掲載しております。

[当社ウェブサイト] https://www.ms-ad-hd.com/ja/important_notice/notice-03.html



〈ご参考〉「世界トップ水準の保険・金融グループ」になるためのグループガバナンスの強化

1. 適切な経営管理を行う態勢を構築し、グループ全体のガバナンスを強化します。
 - (1) 当社が監査等委員会設置会社に移行し、あわせて取締役の過半数を社外取締役とすることにより、取締役会の監督・牽制機能を一層強化
 - (2) 内部監査の機能について監査等委員会が指揮命令することにより、経営に気づきを与える効果的な組織的監査を展開
 - (3) 中核損保2社の合併により、さらに効果的な経営管理態勢を構築
2. 三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の業務改善計画の着実な遂行を当社が監督・指導し、最も信頼される保険・金融グループとなることを目指します。



※三井住友海上・あいおいニッセイ同和損保の合併については以下のウェブサイトに掲載しております。

https://www.ms-ad-hd.com/ja/news/irnews/auto_20250328503459/pdfFile.pdf



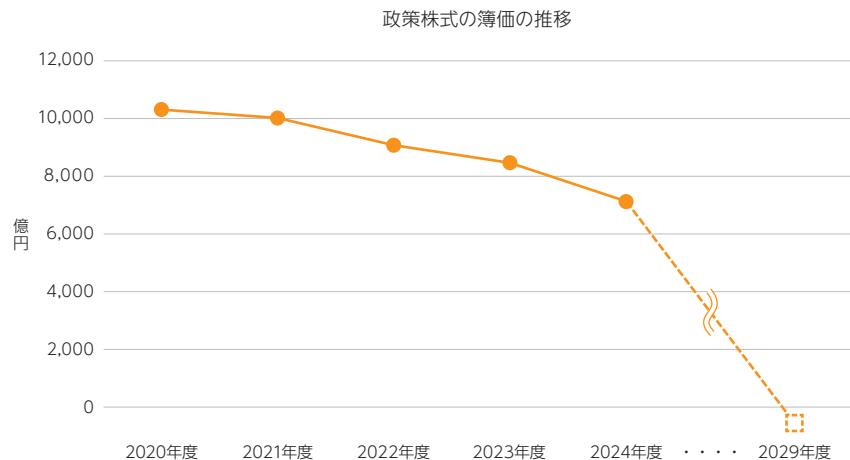
〈ご参考〉保有する政策株式に関する取組みについて

1. 政策株式の保有をゼロとする方針

保険事業を中核とする当社グループは、多様な運用資産（債券や株式）に分散投資し、安定的な資産運用収益を獲得することによって、強固な財務基盤の構築に努めています。政策株式は主要な運用手段となっていましたが、株式を多く保有することによる株価変動の影響を減らし、強固な財務基盤を構築するために、以前から、政策株式の保有時価残高を大幅に削減する方針とともに、保有に伴う便益、リスク等が資本コストに見合っているか、個別の銘柄ごとに保有の適否の検証を実施し、当社の取締役会において、検証結果を確認してきました。

しかしながら、政策株式の保有が保険料調整行為を生じさせた要因の一つであるとの認識に至り、損害保険業界における適正な競争環境を確保するため、政策株式は保有しない方針を策定し、現在保有している上場の政策株式は、2029年度末までに保有をゼロとすることといたしました。この方針に基づき、取組みを継続しております。

	直近の削減実績					削減計画
年度別	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
	1,027億円	1,181億円	2,066億円	2,442億円	7,085億円	5,735億円
累計	1兆3,801億円					



2. 政策株式に係る議決権行使について適切な対応を確保するための考え方

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しており、対応方針及びスチュワードシップ活動の概況報告を公表しています。議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えています。このため、定型的・短期的な基準で一括りに賛否を判断するのではなく、投資先企業との対話等を踏まえ、長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

議決権行使にあたっては、投資先企業において当該企業の発展と株主の利益を重視した経営が行われているか、反社会的行為を行っていないか等、具体的な判断基準・ガイドラインを設けています。基準・ガイドラインに該当した場合等、必要に応じて個別に精査したうえで、当該企業との対話等の結果を勘案し、議案への賛否を判断します。

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の額の決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月25日開催の第10期定時株主総会において、「年額5億円以内（使人兼務取締役の使人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内。）」とすることをご承認いただいております。

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員でない取締役の報酬等の額について、従前の取締役の報酬額、経済情勢等を勘案し、「年額5億1,000万円以内（使人兼務取締役の使人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内。）」といたしたいと存じます。なお、当社の取締役の報酬等は固定報酬と業績連動報酬で構成されますが、社外取締役につきましては、固定報酬のみを支給し、業績連動報酬は支給対象外といたします。

以上の監査等委員でない取締役の報酬等の額につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定しており、相当であると考えております。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時における監査等委員でない取締役は10名（うち社外取締役5名）となります。また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

※ 現行の取締役及び監査役の報酬等の額の合計と本定時株主総会後の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額の合計の比較は次ページ「※ご参考 取締役等の報酬等の額のイメージ」をご参照ください。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、従前の取締役及び監査役の報酬額、経済情勢等を勘案し、「年額1億円以内」といたしたいと存じます。なお、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬のみといたします。

以上の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定しており、相当であると考えております。

なお、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時における監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

※ ご参考 取締役等の報酬等の額のイメージ

現行の取締役及び監査役の報酬等の額の合計と本定時株主総会後の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の額の合計はともに6億1,000万円以内であります。

現行：合計6億1,000万円以内



本定時株主総会後：合計6億1,000万円以内



第8号議案 監査等委員でない取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の決定の件

当社は、2019年6月24日開催の第11期定時株主総会において、社外取締役以外の取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を2億円以内とすることをご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的として、役員報酬と会社業績を連動させ、持続的な成長への適切なインセンティブとするため、本制度の対象を監査等委員でない取締役のうち社外取締役以外のもの（以下「対象取締役」といいます。）に改めたうえで本制度を継続することいたしたいと存じます。また、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を、第6号議案においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠で年額2億円以内といたしたいと存じます。各対象取締役への具体的な配分につきましては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により決定することいたします。

本制度においては、対象取締役に対して、割り当てられる株式の払込金額の総額に相当する金銭報酬債権を支給し、当該債権を対価として新株式又は自己株式を付与することいたします。

以上の本制度において譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額及び本制度の内容につきましては、報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により決定しており、相当であると考えております。

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると、本定時株主総会終結の時における監査等委員でない取締役は10名（うち社外取締役5名）となり、対象取締役は5名となります。また、本議案に係る決議の効力は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として生じるものといたします。

本制度の主な内容

本制度の主な内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

対象取締役	監査等委員でない取締役のうち、社外取締役以外のもの
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額2億円
割り当てる株式の種類	普通株式（譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの）
割り当てる株式の総数（上限）	年39万株*
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

* 2024年4月1日付で行った株式分割に伴う調整後の総数であり、2025年3月31日時点の発行済株式総数（1,514,868,679株。自己株式を除きます。）の約0.03%に相当します。

(1) 講渡制限付株式の割当ての方法及び払込金額

講渡制限付株式の割当ては新株発行又は自己株式処分のいずれかの方法で行います。その際の1株当たりの払込金額は、講渡制限付株式の割当てに関する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会の決議により決定いたします。

(2) 講渡制限付株式の総数

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年39万株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整をする事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

(3) 謾渡制限付株式割当契約の締結及び内容

本制度による当社の普通株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間において、謹渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。本割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 謹渡制限期間及び内容

対象取締役は、割当日から当該対象取締役が取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「謹渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、謹渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします（以下「謹渡制限」といいます。）。

② 当社による無償取得等

対象取締役の在任中の不正行為等に関する、財務諸表の重大な修正その他取締役会が定める事象が発生したと取締役会が判断した場合、本割当株式の謹渡制限期間中の無償取得を行い、又は謹渡制限解除後の返還を行わせることといたします。

③ 組織再編等における取扱い

当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち謹渡制限を解除いたします。

④ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、取締役会で定めるものといたします。

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告

1 保険持株会社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

当期の世界経済は、米国においては、個人消費や設備投資の増加等を背景に拡大基調で推移し、欧州においては、一部に足踏みがみられたものの物価上昇の鈍化等を背景に個人消費が回復するなど景気持ち直しの動きが見られました。また、日本においては、物価上昇等の影響を受けつつも、雇用・所得環境の改善に伴い個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに回復しました。

当期からスタートした中期経営計画（2022-2025）第2ステージ（2024～2025年度）では、第1ステージ（2022～2023年度）に引き続き、「リスクソリューションのプラットフォーマーとして、社会と共に成長する」ことをを目指し、「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するため、3つの基本戦略「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」に取り組みました。さらに、三井住友海上火災保険株式会社（以下「三井住友海上」といいます。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「あいおいニッセイ同和損保」といいます。）における企業保険分野での保険料調整行為等の反省を踏まえ、従来の事業のあり方を見直し、「お客さま第一の業務運営」「ガバナンスの強化」「コンプライアンス」を基礎とし、「提供価値の変革」「事業構造の変革」「生産性・収益性の変革」のビジネススタイルの大変革を進めました。

当期の業績は、政策株式の売却益の大幅な増加や海外事業における利益の拡大などにより、グループ修正利益は年初予想（6,100億円）を上回り、過去最高益である7,317億円となりました。また、資本効率においては、グループ修正ROEが年初予想（13.0%）を上回る15.7%となりました。財務の健全性の観点では、ESRが目標レンジ（180～250%）内の226%となりました。

中期経営計画（2022-2025）第2ステージ 3つの基本戦略の取組み

Value (価値の創造)	<p>「C S V × D X (*1)」のグローバル展開により、すべてのステークホルダーに価値を提供し、企業価値を向上させること、ビジネス・商品・サービスの収益性を高め、収益基盤を強化することを目指し、以下の取組みを進めました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の甚大化・頻発化、インフレの継続を受けた商品改定（保険料率の適正化を含む）、アンダーライティング（*2）の強化、DX推進による業務プロセスの見直し等を通じた事業効率化・生産性向上等、国内損害保険事業における収支改善策の推進 ・デジタル・データを活用したリスクマネジメント事業の拡大、補償・保障前後の商品・サービスの開発・提供の推進
Transformation (事業の変革)	<p>新たなビジネスの創造等により、事業構造を変革し事業環境の変化に適応すること、事業・商品・リスクポートフォリオを変革し、安定的な収益基盤を構築することを目指し、以下の取組みを進めました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MS Transverseを通じた米国MGA（*3）市場の開拓、MS Amlinの収益力の回復・拡大、トヨタリテール事業の収益改善、事業管理の高度化取組み（業績改善や不採算事業の見直し）の推進による事業ポートフォリオの変革 ・火災保険の収支改善（保険料率の適正化等）と新種保険の収益拡大（中小企業向け商品、サービス一体型商品の拡販）により、自動車保険中心から利益の源泉が分散された商品ポートフォリオへの変革 ・政策株式削減取組み（現在保有している上場政策株式を2030年3月末までにゼロとする）の加速等によるリスクポートフォリオの変革
Synergy (グループシナジーの発揮)	<p>1 プラットフォーム戦略（*4）による業務品質と生産性の向上、グループの多様性を活かした連携強化による一層の成長の実現、グローバルベースでのシナジー発揮を目指し、以下の取組みを進めました。</p> <p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社間における本社機能の一体運営、共通業務に係る一体的な外部委託の拡大、システムの大胆な廃止・統合などの推進 ・損害保険の販売チャネルを通じた生命保険の販売や、三井住友海上プライマリー生命の商品の三井住友海上あいおい生命における提携販売の推進 ・国内・海外の拠点が商品・サービスや様々な知見を双方向で共有し活用する「T E N K A I プロジェクト」の推進

* 1 C S V × D X

社会との共通価値の創造（Creating Shared Value）にデジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）を掛け合わせることによって生産性と競争力の向上を図り、持続的成長と企業価値向上を実現するための取組み。

* 2 アンダーライティング

保険契約を引き受ける際、引受けの可否を判断することや引受条件を決めること。

* 3 MGA

保険会社から権限を付与され、保険募集に加えて引受けや損害額認定・査定の業務などの幅広い業務を担う代理店（Managing General Agent）。

* 4 1 プラットフォーム戦略

三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保のミドル・バック部門を中心に、グループで戦略的に差異を残すものを除いて共通化・共同化・一体化を進める取組み。

コンプライアンスの徹底

当社グループを含む複数の国内保険会社におきまして、保険代理店及び保険代理店への出向社員に起因する保険会社間の情報漏えいが発覚しました。情報漏えいが確認された三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上あいおい生命保険株式会社（以下「三井住友海上あいおい生命」といいます。）、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下「三井住友海上プライマリー生命」といいます。）では、徹底した調査を行い、事実関係、対応方針、発生原因及び再発防止策等について公表しました。この情報漏えい行為に関して、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、2025年3月、金融庁より保険業法に基づく業務改善命令を受けました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保は、企業保険分野における保険料調整行為に関して、2024年10月、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

当社は、かかる事態に至ったことを厳粛に受け止め、社会やお客さまからの信頼を回復すべく、持株会社として、経営管理態勢の強化、ガバナンスの発揮、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

当期の連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区分	2023年度	2024年度（当期）	増減率
経常収益	6兆5,728億円	6兆6,608億円	1.3%
経常利益	4,164億円	9,289億円	123.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,692億円	6,916億円	87.3%

当期における各事業の取組みの経過及び成果は、以下のとおりです。

国内損害保険事業

当社グループは、リスクソリューションのプラットフォーマーとして、気候変動などの社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長すべく、中核損害保険会社である三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保、ネット型自動車保険に特化した三井ダイレクト損害保険株式会社（以下「三井ダイレクト損保」といいます。）の3つの損害保険会社を通じて、CSVに資する商品・サービスを提供しました。

加えて、経済的損失に備える「補償」という保険本来の機能に加え、事故・災害に対しDXを活用して“未然に防ぐ”、“影響を減らし回復を支援する”「補償前後のソリューション」を強化し、例えば、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保において、近年気候変動等の影響により増加している降雹被害への対策の一環として、お客様へ降雹の危険を事前に知らせるアラートサービスの提供を開始するなど、商品・サービスのラインアップを拡充しました。

損害保険会社ごとの主な取組内容は、以下のとおりです。

主な取組み	
三井住友海上・ あいおいニッセイ同和損保	サイバーリスク取引先 診断サービス
	ライドシェア事業者向け自動車保険「移動支援サービス事業用自動車保険特約」
	個人向け火災保険「建物省エネ化費用特約」
三井住友海上	シニアライフサポート サービス
あいおいニッセイ同和損保	ひょう 雹災被害復旧スキーム
三井ダイレクト損保	次世代基幹システム “Trusty”

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

	区分	2023年度	2024年度（当期）	増減率
三井住友海上	正味収入保険料	1兆6,233億円	1兆6,792億円	3.4%
	当期純利益	1,677億円	4,599億円	174.1%
あいおいニッセイ同和損保	正味収入保険料	1兆3,689億円	1兆4,303億円	4.5%
	当期純利益	560億円	1,087億円	93.9%
三井ダイレクト損保	正味収入保険料	352億円	373億円	6.2%
	当期純利益	△15億円	△17億円	—

国内生命保険事業

当社グループの三井住友海上あいおい生命と三井住友海上プライマリー生命は、人生100年時代の社会課題である「健康寿命の延伸」「資産寿命の延伸」を解決するための商品・サービスを提供しました。

三井住友海上あいおい生命では、主力商品である収入保障保険と定期保険の商品改定を行いました。収入保障保険においては、保障範囲（介護・就労不能）の拡大や入院・在宅医療に備える新たな保障の創設等を実施し、定期保険においては、市場金利等の環境変化を踏まえた予定利率を改定するなど、商品競争力の向上を図りました。また、ヘルスケアサービス「MS Aケア」に、女性の健康課題である月経トラブルや更年期症状に関する相談や診療等を行う新サービスを追加したほか、専用プラットフォームの開設により企業の福利厚生制度としての利便性を高めるなど、保障前後のサポートを強化しました。さらに、代理店を介在しないご契約のお客さまのアフターフォローと、アフターフォローを通じた保障内容の見直しに伴う保険募集を強化すること等を目的に、直接出資代理店「MS Aライフサポートエージェンシー」を設立しました。

三井住友海上プライマリー生命では、次世代への円滑な資産承継を目的とした贈与型保険「やさしさ、つなぐ」シリーズにおいて、ご契約いただける保険料の上限金額の引上げや取扱範囲の拡大等の商品改定を行った結果、2024年6月には累計販売額が3兆円を突破しました。また、円建て資産での運用ニーズの高まりや早期の年金受取りニーズに対応するため、個人年金保険「みのり10年」等に短期の据置期間（外貨建て3年、円建て3年・5年）のプランを追加しました。あわせて、お客様のご意向やニーズに合致した商品を開発する態勢の強化や金融機関代理店に対する適切な保険販売体制強化の支援などに取り組みました。

セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりとなりました。

	区分	2023年度	2024年度（当期）	増減率
三井住友海上あいおい生命	新契約高	1兆2,928億円	1兆2,062億円	△6.7%
	新契約年換算保険料	269億円	245億円	△9.0%
	保有契約高	22兆4,655億円	21兆5,914億円	△3.9%
	保有契約年換算保険料	4,356億円	4,281億円	△1.7%
	当期純利益	281億円	296億円	5.0%
三井住友海上プライマリー生命	新契約高	1兆4,370億円	1兆3,171億円	△8.3%
	保有契約高	7兆9,057億円	8兆1,306億円	2.8%
	当期純利益	196億円	257億円	30.5%

海外事業

当社グループでは、中期経営計画で掲げるMS Amlinの収益拡大、アジア市場の成長捕捉、トヨタリテール事業の収益改善、事業投資による成長加速及びグループシナジーの発揮に取り組み、前期を大きく上回る収益を挙げました。

MS Amlinにおいては、前期に引き続き、市場環境を踏まえ保険料を引き上げるとともに、自然災害リスクの引受けを抑制しつつそれ以外のリスクの引受けを選別して拡大することで収益が拡大しました。また、アジア市場においては、プラットフォーマーと連携しデジタル技術を活用したリテール市場の開拓などに取り組み、収益が順調に拡大しました。

トヨタリテール事業については、アンダーライティングの強化に加えて、欧州における収益性の低い事業からの撤退を含めた選択と集中を進め、収支の改善を図りました。

事業投資については、MS Transverseを通じて、成長する米国MGA市場を捕捉する取組みを進めるとともに、米国のスペシャルティ保険のリーディングカンパニーであるW.R.Berkley Corporationに対し15%出資することを決定しました。これにより最大の保険市場である米国での大幅な収益拡大につなげ、米国に強い新規出資先と日本・アジア・ロイズをはじめとするその他地域・市場に強い当社グループを組み合わせることで、世界トップクラスのグローバルネットワークを持った保険グループ連合をつくることを目指してまいります。

海外保険子会社の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

区分	2023年度	2024年度（当期）	増減率
正味収入保険料	1兆2,336億円	1兆5,272億円	23.8%
出資持分考慮後の当期純利益	1,538億円	1,844億円	19.9%

デジタル・リスク関連サービス事業

MS & A Dインテリスク総研株式会社を中心、グループ一体でデジタル・データを活用した補償・保障前後のサービスの開発・提供に取り組みました。

当期は、リスク情報の提供からソリューションまでをワンストップで総合的にサポートする「RM NAVI」、自然災害発生時の迅速・適切な初動対応を実現する「自然災害時アクションサポートサービス」、企業がサイバー攻撃を受けたときの対応を伴走支援する「サイバーアンシデントガード」などのサービスの提供を開始しました。

金融サービス事業

金融サービス事業では、社会課題や環境変化、お客さまニーズを踏まえ、保険にとどまらない多様な商品・サービスを提供しました。

三井住友海上では、自然災害や異常気象による経済的損失の軽減を図る天候デリバティブの販売に注力したほか、保険リンク証券（＊5）のファンド運営会社であるLeadenhall Capital Partners LLP（連結子会社）による日本における投資家開拓を支援するなど同社とのシナジー発揮に取り組みました。

また、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保では、長寿社会における資産形成ニーズに応えるべく、引き続き企業向け・個人向けの確定拠出年金商品の販売を推進しました。

* 5 保険リンク証券

自然災害等の保険でカバーされるリスクを資本市場へ移転する証券化商品の総称。

サステナビリティ推進

当社グループは、サステナビリティを中期経営計画の基本戦略を支える基盤取組みの一つと位置付け、「地球環境との共生 (Planetary Health)」「安心・安全な社会 (Resilience)」「多様な人々の幸福 (Well-being)」の各重点課題に取り組みました。

<主な取組み>

地球環境との共生 (Planetary Health)	<ul style="list-style-type: none">2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、保険引受先・投融資先における温室効果ガスの排出量削減に関する2030年度までの中間目標の公表から1年が経過し、国内主要取引先に係る温室効果ガス排出量削減状況及び対話の進捗状況を公表しました。未開拓の場所における大規模な開発を伴う国内の太陽光、陸上風力、バイオマス発電所の新規プロジェクトに係る新規取引を環境・社会リスク評価の対象に追加しました。ネイチャーポジティブの実現に向けて、生物多様性等に関する情報や知見を共有し、それぞれの取組みに活かすことを目的とした協定を公益財団法人日本自然保護協会と締結しました。2024年9月にTCFD (*6)・TNFD (*7) 提言に基づく気候と自然に関する統合的な情報開示資料として「MS & ADグリーンレジリエンスレポート2024 (TCFD・TNFD レポート)」を公表しました。
安心・安全な社会 (Resilience)	<ul style="list-style-type: none">気象災害に関わる課題解決に向けて被害が増加傾向にある降雹の危険を通知する降雹アラートサービス、水道管凍結による断水や破損の危険を通知する水道管凍結アラートサービス、AI画像分析による建物損傷箇所の診断サービスの提供を開始しました。自然環境の保全・再生や環境負荷の軽減、防災・減災などに取り組むMS & ADグリーンアースプロジェクトを通じて、洪水被害の防災・減災、脱炭素、水循環の健全化の各テーマについて産官学が連携した取組みを継続実施しました。
多様な人々の幸福 (Well-being)	<ul style="list-style-type: none">社員の人権を守るため、グループ人権基本方針の下、カスタマーハラスマントに関する当社グループの国内規程体系を統一し、カスタマーハラスマントに対し毅然とした姿勢で対応していくことを公表しました。人権尊重に関する3つの重点取組領域（「公平・公正なお客さま対応」「取引先・代理店における人権対応の考慮」「社員の健康への配慮と差別のない職場環境の実現」）について、海外拠点・サプライチェーンにおける人権啓発研修の実施状況と意識調査に関するモニタリングを行いました。一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) が社会課題の解決をステークホルダーと共に創り、誰もがWell-beingを実感できる社会の実現を目的とした「GCNJコレクティブ・アクション2030」に賛同し、署名しました。

* 6 TCFD (Task force on Climate-related Financial Disclosures)

気候関連財務情報開示タスクフォース。

* 7 TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)

自然関連財務情報開示タスクフォース。

■ 対処すべき課題

今後のわが国を含む世界経済は、景気の緩やかな回復が持続することが期待される一方、米国の通商政策の動向、欧米における高金利の継続、中国における不動産市場の停滞の継続に加え、複数の地域で進行する地政学的な緊張の高まりによる影響など、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスクが懸念されます。

保険業界においては、保険料調整行為等の不適切事案の発生を受けて、金融庁において「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」及び金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」が開催され、保険市場に対する信頼の確保とその健全な発展に向けた方策について議論が重ねられました。今後、これらの議論を踏まえた保険業法の改正等に業界として適切に対応し、お客さまと社会からの信頼回復に向けた取組みを推進するとともに、引き続き保険とその周辺サービスの提供を通じて社会のレジリエンスを高める社会インフラとしての役割を果たしていくことが求められています。

このような中、当社グループとしても、グループの「ミッション・ビジョン・バリュー」に立ち返って、全役職員及び代理店の行動を見直し、「ビジネススタイルの大変革」を進めるとともに、お客さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。そのうえで、デジタル技術の進展や人手不足の進行などの事業環境の変化を踏まえ、中期経営計画（2022-2025）に掲げた基本戦略やその基盤取組みを進めてまいります。

【ビジネススタイルの大変革】

当社グループでは、「お客さま第一の業務運営」「ガバナンスの強化」「コンプライアンス」を基礎に据えて、「提供価値の変革」「事業構造の変革」「生産性・収益性の変革」を柱とするビジネススタイルの大変革を、引き続き進めてまいります。

提供価値の変革

- **適正な競争環境の構築**
商品・サービスにおける競争優位性の強化
- **リスクソリューション提案力の強化**
「保険本来の機能」+「補償・保障前後のソリューション」の強化
- **引受管理の強化**
リスク関連情報・データを活用したアンダーライティング強化

事業構造の変革

- **新たな成長投資**
開拓余地・市場成長が見込める事業への新たな投資の拡充
- **デジタル・人財への投資**
生成AI等新たなソリューションへのDX投資、人的資本投資の拡大

生産性・収益性の変革

- **1プラットフォーム戦略の完遂**
本社機能の一体運営の推進、グループへの拡大
- **オーバースペックな業務の見直し**
ペーパーレス化・デジタル化推進
- **資産運用の強化**
市場環境の変化を踏まえた収益性の追求

お客さま第一の業務運営

- お客さま第一の業務運営の再徹底
- お客さま・社会の要請・期待に応える自発的な行動

ガバナンスの強化

- 経営陣によるガバナンス態勢強化
- 3ラインディフェンスにおける第2線・第3線の機能強化

コンプライアンス

- コンプライアンス知識・意識の向上
- リスクの予見、予兆検知能力向上
- モニタリング、知見の蓄積とグループ内共有

当社は、これらの取組みをグループ各社が確実に進め、三井住友海上及びあいおいニッセイ同和損保がそれぞれの業務改善計画を着実に実行していくよう、持株会社として、経営管理態勢の強化、ガバナンスの発揮、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底に引き続き取り組んでまいります。

【中期経営計画の基本戦略・基盤】

中期経営計画（2022-2025）第2ステージ（2024～2025年度）では、ビジネススタイルの大変革を進めつつ、お客さまと真摯に向き合い、お客さまと社会の課題を解決していくことにより、CSVの実現と持続的な成長を引き続き追求することとしております。レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループを実現するため、3つの基本戦略「Value（価値の創造）」「Transformation（事業の変革）」「Synergy（グループシナジーの発揮）」とこれらの基本戦略を支える4つの基盤「サステナビリティ」「品質」「人財」「ERM」それぞれについて着実に取組みを進めてまいります。

基本戦略	Value (価値の創造)	・デジタル技術・データを活用した補償・保障前後を含む新たな商品・サービスの開発・収益化を推進し、お客さま・社会の課題解決を実現します。 ・自然災害ロス等の増加、インフレの継続等の事業環境変化を踏まえ、自動車保険・火災保険の収益力強化、生産性の向上を図ります。
	Transformation (事業の変革)	・国内損保市場の中長期的な成長鈍化を踏まえ、海外事業・生保事業の拡大により、分散の効いた事業ポートフォリオを実現します。また、事業管理の高度化（業績改善や不採算事業の見極め）による資本効率の向上を図ります。 ・生成AI等デジタル技術の急速な進化と利活用の加速を踏まえた最適なソリューションを追求することで、ビジネススタイルの変革を進め、事業の変革に取り組みます。
	Synergy (グループシナジーの発揮)	・人手不足の進行等を踏まえ、1プラットフォーム戦略の推進によるグループ会社間のシナジーを発揮し、持続可能な事業運営体制の構築とさらなる効率化と品質向上に取り組みます。 ・加えて、グループ各社の顧客基盤を活かした生損及び生保2社間の提携販売の拡大や、本社と海外拠点間のコミュニケーションを強化し、国内外でノウハウの相互展開を推進します。
	提供価値の変革の推進 事業構造の変革の推進 生産性・収益性の変革の推進	

基盤	サステナビリティ	品質	人財	ERM
	ステークホルダーと当社双方にとって重要度が高い社会課題の解決を目指し、3つの重点課題「地球環境との共生（Planetary Health）」「安心・安全な社会（Resilience）」「多様な人々の幸福（Well-being）」に統合的に取り組みます。	従来の品質取組みに加えて、業務運営ルールの明確化や第2線・第3線のリスク管理態勢の強化を行い、代理店も含めたお客さま第一の業務運営・コンプライアンスの再徹底を図ります。	人手不足の進行に対応するため、人的資本への投資を拡大し、社員のエンゲージメントの向上を図ります。	法務リスク・コンダクトリスク等の定量化が難しいリスクの定性的な評価とガバナンス態勢を強化します。また、2030年3月末までに政策株式の保有ゼロを実現することにより、リスクの削減と資本効率の向上を図ります。ROEの向上に向けて、各事業会社が利益創出力を強化するとともに資本収益性を高めています。

【事業領域別の取組み】

主な事業領域別の取組方針は以下のとおりです。

国内損害保険事業においては、事業のあり方を見直し、お客さま第一の業務運営を徹底して、お客さまに向き合った企業活動を実践してまいります。また、自然災害の甚大化・頻発化、インフレの継続等、保険引受損益の悪化要因を踏まえつつ、自動車保険、火災保険及び新種保険の収益力強化を図ります。

国内生命保険事業においては、長期的な人口減少や高齢化社会の進展等の環境変化に対応した商品・サービスの開発や販売チャネルの強化、外貨建て保険等リスク性金融商品も含む販売管理態勢の強化を進めます。また、三井住友海上あいおい生命と三井住友海上プライマリー生命それぞれの商品特性に応じた資産運用を基本としつつ、金利等の市場の変動を捉えて運用収益の拡大にも取り組んでまいります。

海外事業においては、MS Amlinのロイズ・再保険事業の安定的な拡大やトヨタリテール事業の収益改善に取り組むとともに、米国・アジア事業のさらなる拡大を図るため事業投資等を検討し、加えて、ガバナンス態勢の強化を図るなど、リスク分散を図りつつ資本効率の向上・企業価値向上を実現してまいります。

資産運用においては、金利上昇などの市場環境の変化に対応しつつ、時価純資産価値（＊8）を持続的に拡大するため、分散されたポートフォリオを構築してグループ全体のリスク対比リターンの向上を図るとともに、政策株式の削減に継続して取り組んでまいります。また、グループ各社の運用方針・戦略・計画や投資情報の共有、人財育成や外国資産運用に係る共通プラットフォームの活用等を通じてグループ内の知見やリソースを有効に活用してまいります。

* 8 時価純資産価値

経済価値ベースで評価した時価資産から時価負債を控除した差額であり、実質的な自己資本のこと。

なお、当社は、三井住友海上とあいおいニッセイ同和損保を2027年4月を目処に合併させるため、今後、具体的な検討・対応準備を進めることを決定しました。当社グループのビジョンである「世界トップ水準の保険・金融グループの創造」を実現し、レジリエントでサステナブルな経済・社会の発展を支えるため、より強固な国内損害保険事業体制を構築してまいります。

また、当社は、2025年6月の定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。これにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、重要な業務の執行に関する決定の一部を取締役に委任し、意思決定及び業務執行の迅速化を図ります。加えて、取締役会の構成について社外取締役を過半数とし、取締役会における経営判断の客觀性を高め、ガバナンス体制の一層の充実を図ります。

株主の皆さんにおかれましては、今後ともなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告（以下の諸表を含みます。）における金額及び株数は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率などの比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しております。

(ご参考) 中期経営計画第2ステージで目指す姿について

1. 定性目標

レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ

リスクソリューションのプラットフォーマーとして

気候変動をはじめとした社会課題の解決に貢献し、社会と共に成長していく

- 経済的な損失の補てんに加えて、補償・保障前後における商品・サービスをシームレスに提供する
- デジタルを活用したマーケティング、アンダーライティング、損害サービス、リスクコンサルティングにより、最適なソリューションを提供する

2. 定量目標

目標

IFRS純利益

2025年度

4,500億円

グループ修正利益

2025年度

7,600億円

(除く政策株式売却加速影響 4,500億円)

修正ROE^{※1}

2025年度

12%

グループ修正ROE^{※2}

2025年度

16%

(除く政策株式売却加速影響 10%)

※1：IFRS純利益 ÷ (IFRS純資産 - 政策株式の含み損益)

IFRSでは、政策株式の売却損益が純利益に含まれなくなることから、ROEの分母（純資産）・分子（純利益）の基準を揃えるため、純資産から政策株式の含み損益を除きます。

※2：グループ修正利益÷修正純資産の期初・期末平均

修正純資産 = 連結純資産 + 異常危険準備金等 - のれん・その他無形固定資産

(2) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(3) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
(保険持株会社) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	19
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	11,533
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10,553
三井ダイレクト損害保険株式会社	148
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険株式会社	254
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	244
(海外事業) 海外保険子会社	2,560
その他	25

□ 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(4) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設立年月日	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	損害保険業務	1918年10月21日	139,595百万円	100.0%	—
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	損害保険業務	1918年6月30日	100,005百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	損害保険業務	1999年6月3日	39,106百万円	100.0%	—
a u 損害保険株式会社	東京都港区	損害保険業務	2010年2月23日	3,150百万円	49.0% (49.0%)	—
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	1996年8月8日	85,500百万円	100.0%	—
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業務	2001年9月7日	41,060百万円	100.0%	—
MS プラスワン少額短期保険株式会社	東京都千代田区	少額短期保険業務	2023年4月18日	299百万円	100.0% (100.0%)	—
リトルファミリー少額短期保険株式会社	東京都品川区	少額短期保険業務	2019年8月1日	1,075百万円	98.5% (98.5%)	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	ベンチャー キャピタル事業	1990年12月6日	1,000百万円	100.0% (100.0%)	—
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区	投資運用業、 投資助言・代理業	1985年7月15日	2,000百万円	15.0% (15.0%)	—
MS & ADインターリスク総研株式会社	東京都千代田区	リスクマネジメント・ コンサルティング業務	1993年1月4日	330百万円	100.0%	—
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	持株会社	1988年10月21日	1,761百万米ドル (263,316百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1988年1月28日	5,000千米ドル (747百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	2001年3月29日	5,000千米ドル (747百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Specialty Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	損害保険業務	1994年1月11日	5,000千米ドル (747百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Insurance Group, LLC	アメリカ合衆国 デラウェア	持株会社	2018年6月26日	107,694千米ドル (16,102百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1982年11月18日	5,000千米ドル (747百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Transverse Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1961年3月14日	4,200千米ドル (627百万円)	100.0% (100.0%)	—
TRM Specialty Insurance Company	アメリカ合衆国 ダラス	損害保険業務	1987年11月5日	4,200千米ドル (627百万円)	100.0% (100.0%)	—
DTRIC Insurance Company, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	1978年12月12日	5,907千米ドル (883百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
DTRIC Insurance Underwriters, Limited	アメリカ合衆国 ホノルル	損害保険業務	2007年2月2日	2,500千米ドル (373百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Seguros S.A.	ブラジル サンパウロ	損害保険業務	1965年12月15日	619,756千 ブラジルレアル (16,082百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Europe Limited	イギリス ロンドン	持株会社	2017年11月8日	526,010千英ポンド (101,951百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance UK Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2017年12月11日	200,100千英ポンド (38,783百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Corporate Member Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1994年9月19日	1,700千英ポンド (329百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Underwriting Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1988年11月29日	400千英ポンド (77百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	2000年1月7日	5,200千英ポンド (1,007百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	損害保険業務	1972年7月28日	80,700千英ポンド (15,641百万円)	100.0% (100.0%)	—
Leadenhall Capital Partners LLP	イギリス ロンドン	投資運用業	2008年4月30日	2,850千米ドル (426百万円)	80.0% (80.0%)	—
MS Amlin AG	スイス チューリッヒ	損害保険業務	2010年8月19日	10,000千スイスフラン (1,700百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance Europe AG	ドイツ ケルン	損害保険業務	2012年4月20日	184,000千ユーロ (29,822百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Life Insurance of Europe AG	ドイツ イスマニング	生命保険業務	2005年12月8日	5,000千ユーロ (810百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS Financial Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	生命保険業務	2011年11月21日	46百万円	100.0% (100.0%)	—
MS Amlin Insurance SE	ベルギー ブリュッセル	損害保険業務	2016年1月4日	140,000千ユーロ (22,691百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company of Europe SE	ルクセンブルク セナンゲルベル	損害保険業務	2004年11月12日	71,875千ユーロ (11,649百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	損害保険業務	2004年9月23日	333,442千 シンガポールドル (37,172百万円)	100.0% (100.0%)	—
MS First Capital Insurance Limited	シンガポール シンガポール	損害保険業務	1950年12月9日	26,500千 シンガポールドル (2,954百万円)	100.0% (100.0%)	—
Aioi Nissay Dowa Insurance Company Australia Pty Ltd	オーストラリア メルボルン	損害保険業務	2008年8月1日	87,800千 オーストラリアドル (8,250百万円)	100.0% (100.0%)	—
Challenger Limited	オーストラリア シドニー	持株会社	1985年9月13日	2,536百万 オーストラリアドル (238,394百万円)	15.2%	—
MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd.	台湾 台北	損害保険業務	1961年9月22日	2,535百万 新台湾ドル (11,437百万円)	100.0% (100.0%)	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	損害保険業務	2004年9月8日	1,625百万香港ドル (31,248百万円)	100.0% (100.0%)	—

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	備考
Aioi Nissay Dowa Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国天津	損害保険業務	2009年1月23日	1,000百万中国元 (20,590百万円)	100.0% (100.0%)	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国上海	損害保険業務	2007年9月6日	500,000千中国元 (10,295百万円)	100.0% (100.0%)	—
BOCOM MSIG Life Insurance Company Limited (交銀人壽保險有限公司)	中華人民共和国上海	生命保険業務	2000年7月4日	5,100百万中国元 (105,009百万円)	37.5%	—
MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited	ベトナム ハノイ	損害保険業務	2009年2月2日	300,000百万ベトナムドン (1,740百万円)	100.0% (100.0%)	—
Cholamandalam MS General Insurance Company Limited	インド チェンナイ	損害保険業務	2001年11月2日	2,988百万 インドルピー ^① (5,229百万円)	40.0% (40.0%)	—
Max Financial Services Limited	インド ナワーンシェヘル	持株会社	1988年2月24日	690,065千 インドルピー ^① (1,207百万円)	21.9% (21.9%)	—
Axis Max Life Insurance Limited	インド チャンディーガル	生命保険業務	2000年7月11日	20,613百万 インドルピー ^① (36,074百万円)	— (—)	—
PT. MSIG Life Insurance Indonesia Tbk	インドネシア ジャカルタ	生命保険業務	1984年7月17日	210,000百万 インドネシアルピア ^② (1,890百万円)	80.0% (80.0%)	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	損害保険業務	1975年12月17日	100,000百万 インドネシアルピア ^② (900百万円)	80.0% (80.0%)	—
Ceylinco Holdings PLC	スリランカ コロンボ	持株会社	1987年2月11日	1,324百万 スリランカルピー ^③ (662百万円)	15.0% (15.0%)	—
MSIG Insurance (Thailand) Public Company Limited	タイ バンコク	損害保険業務	1983年4月14日	142,666千 タイバーツ ^④ (627百万円)	86.4% (86.4%)	—
BPI/MS Insurance Corporation	フィリピン マニラ	損害保険業務	1965年10月1日	350,000千 フィリピンペソ ^⑤ (913百万円)	48.5% (48.5%)	—
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	損害保険業務	1979年4月28日	1,511百万 マレーシアリンギ ^⑥ (50,969百万円)	65.4% (65.4%)	—
Hong Leong Assurance Berhad	マレーシア クアラルンプール	生命保険業務	1982年12月20日	200,000千 マレーシアリンギ ^⑥ (6,744百万円)	30.0% (30.0%)	—
MSIG Sokxay Insurance Co., Ltd.	ラオス ビエンチャン	損害保険業務	2023年6月1日	54,352百万 ラオスキープ ^⑦ (375百万円)	35.0% (35.0%)	—

(注) 1.上表は重要な子会社及び関連会社について記載しております。

2.資本金欄の()内には、当事業年度の末日の為替相場により換算した円貨額を記載しております。

3.当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内には、間接所有に係る議決権比率を記載しております。

4.三井住友DSアセットマネジメント株式会社、Challenger Limited、Axis Max Life Insurance Limited及びCeylinco Holdings PLCに対する持分は100分の20未満でありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

(5) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年3月28日	当社の子会社である三井住友海上はW.R.Berkley Corporationの創業家と協力関係協定を締結しました。関係当局による認可等を前提として、2025年度中に同社の株式の15%を取得する予定です。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
原 典之	取締役会長 会長執行役員	三井住友海上火災保険株式会社取締 役会長 会長執行役員	—
金杉 恭三	代表取締役 取締役副会長 副会長執行役員	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社取締役会長	—
船曳真一郎	代表取締役 取締役社長 社長執行役員 (グループCEO)	三井住友海上火災保険株式会社取締 役社長 社長執行役員	—
樋口 哲司	代表取締役 副社長執行役員 総合企画部、デジタルマイノベーション 部副担当、広報・IR部、国際管理 部、海外事業企画部副担当、監査部、 資本政策、グループCFO	—	—
嶋津 智幸	取締役 執行役員 経営全般補佐	三井住友海上火災保険株式会社取締 役 副社長執行役員	—
白井 祐介	取締役 執行役員 経営全般補佐	あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社取締役専務執行役員	—
坂東眞理子	取締役 (社外取締役)	昭和女子大学総長 株式会社三菱総合研究所取締役 (社 外取締役) 株式会社イトーキ取締役 (社外取締 役)	—
飛松 純一	取締役 (社外取締役)	外苑法律事務所弁護士 株式会社キャンディール取締役 (社外 取締役 (監査等委員))	—
ロッシェル・ カップ	取締役 (社外取締役)	Japan Intercultural Consulting マネージングプリンシパル (社長) 株式会社ライトワークス取締役 (社 外取締役)	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
石渡 明美	取締役（社外取締役）	—	—
鈴木 純	取締役（社外取締役）	出光興産株式会社取締役（社外取締役）	—
須藤 敦子	監査役（常勤）	—	—
鈴木 啓司	監査役（常勤）	—	—
植村 京子	監査役（社外監査役）	深山・植村法律事務所弁護士	—
國井 泰成	監査役（社外監査役）	國井泰成公認会計士事務所公認会計士 住友商事株式会社監査役（社外監査役）	公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- (注) 1.当社は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に対し、取締役坂東眞理子氏、飛松純一氏、ロッシェル・カップ氏、石渡明美氏及び鈴木純氏並びに監査役植村京子氏及び國井泰成氏が一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
 2.当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員（執行役員を兼務する取締役を除きます。）は、次のとおりであります。

専務執行役員	田 村 悟	人事・総務部、法務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループC R O
常務執行役員	本 島 なおみ	サステナビリティ推進部、D E & I 担当、グループC S u O (サステナビリティ)
執行役員	新 納 啓 介	経営全般補佐
執行役員	早 川 琢 磨	資産運用、金融サービス事業
執行役員	津 田 卓 也	データマネジメント部、I T企画部、グループC I O (I T推進)、グループC I S O (情報セキュリティ)
執行役員	大 和 田 博 義	総合企画部長
執行役員	荒 川 裕 司	商品・再保險
執行役員	立 松 博	販売
執行役員	本 山 智 之	デジタルイノベーション部、事務、グループC D O (D X推進)
執行役員	佐 藤 満	損害サービス
執行役員	堀 幸 子	リスク管理部長
執行役員	森 本 浩 德	海外事業企画部

3.2025年4月1日付で執行役員の異動がありました。同日現在の執行役員は、次のとおりであります。

会長 執行役員	原 典之	
副会長執行役員	金 杉 恭 三	
社長 執行役員	船 舟 真一郎	グループCEO
副社長執行役員(新任)	工 藤 成 生	総合企画部、広報部、IR部、監査部、資本政策、グループCFO
専務 執行役員	田 村 悟	人事・総務部、法務部、経理部、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部、グループCRO
常務 執行役員	本 島 なおみ	サステナビリティ推進部、DE&I担当、グループCSuO(サステナビリティ)
執行役員	樋 口 哲 司	国際管理部
執行役員	新 納 啓 介	経営全般補佐
執行役員	早 川 琢 磨	資産運用、金融サービス事業
執行役員	津 田 卓 也	データマネジメント部、IT企画部、グループCIO(IT推進)、グループCISO(情報セキュリティ)
執行役員	荒 川 裕 司	経営全般補佐
執行役員	本 山 智 之	イノベーション企画部、事務、グループCDO(DX推進)
執行役員	堀 幸 子	リスク管理部長
執行役員	森 本 浩 德	海外事業企画部
執行役員(新任)	松 田 謙二郎	損害サービス
執行役員(新任)	海 山 裕	経営全般補佐
執行役員(新任)	平 野 訓 行	販売
執行役員(新任)	角 谷 淳 志	総合企画部長
執行役員(新任)	土居崎 寿 滋	商品・再保険

4.取締役樋口哲司氏は2025年4月1日付で、三井住友海上プライマリーライフ保険株式会社の取締役会長
会長執行役員に就任いたしました。

5.当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役を1名選任しております。

補欠監査役　目黒高三

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び支給対象となった人数

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				
			固定報酬	業績連動報酬等			
				金銭報酬	非金銭報酬等 (株式報酬)		
取締役	12名	322	230	47	44		
監査役	5名	80	80	—	—		
計	17名	402	311	47	44		

(注) 1.支給人数には、当事業年度中に退任した取締役1名、監査役1名を含んでおります。

2.固定報酬には、当事業年度中に退任した取締役1名、監査役1名に対する報酬等を含んでおります。

3.当事業年度において支給した取締役6名の業績連動報酬等に、前事業年度の業績に基づく業績連動報酬等の引当金繰入額との差額56百万円が発生いたしましたが、上表には含まれておりません。

□ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、2019年2月14日、同年5月20日、2021年5月20日及び2022年12月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等を以下のとおり決議しております。

a. 基本方針

- ・当社グループのガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上を目的といたします。
- ・会社業績と連動し、持続的な成長への適切なインセンティブとなる役員報酬制度といたします。
- ・グローバル企業として競争力のある報酬水準といたします。

b. 決定プロセス

(a) 取締役の報酬等

- ・透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める報酬委員会における審議を経たうえで、取締役会の決議により、株主総会の決議により定められた金額の範囲内で決定いたします。
- ・報酬委員会は、取締役の報酬等の額及び役員報酬等の決定に関する方針等について取締役会に助言いたします。
- ・取締役会は、報酬委員会の助言を最大限尊重いたします。また、報酬等の額は、取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認したうえで決定いたします。

なお、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の助言が最大限尊重されていることや取締役会で決議した報酬体系に沿っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(b) 監査役の報酬等

- ・株主総会の決議により定められた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準等を考慮し、監査役の協議により決定いたします。

c. 報酬の概要

(a) 報酬の構成

	固定報酬	業績連動報酬	
		金銭報酬	株式報酬
取締役（社外役員を除きます。）	○	○	○
社外取締役（社外役員）	○	—	—
監査役	○	—	—

- ・固定報酬と業績連動報酬で構成いたします。社外取締役及び監査役は固定報酬のみといたします。
- ・固定報酬は役位別に定めております。
- ・業績連動報酬は会社業績を踏まえて決定いたします。
- ・業績連動報酬は金銭報酬と株式報酬で構成しております。
- ・固定報酬は当事業年度に月例で支給し、業績連動報酬は事業年度終了後に支給いたします。
- ・役員報酬の標準的な構成比率は、役位に応じて次のとおりであります（社外取締役及び監査役を除きます。）。

<取締役会長・取締役副会長・取締役社長>

業績連動報酬の比率を他の役位以上とする構成としております。

(標準割合)

【固定報酬】 約50%	【業績連動報酬】 金銭報酬 約25%	【業績連動報酬】 株式報酬 約25%
----------------	--------------------------	--------------------------

<その他の役位>

役位に応じて固定報酬、業績連動報酬の割合が異なる構成としております。

(標準割合)

【固定報酬】 約60%～約70%	【業績連動報酬】 金銭報酬 約20%	【業績連動報酬】 株式報酬 約10%～約20%
---------------------	--------------------------	-------------------------------

(b) 株式報酬の内容

- ・株式報酬は、譲渡制限付株式による支給とし、原則として役員退任時に譲渡制限を解除いたします。
- ・在任中の不正行為等が明らかになった場合は、譲渡制限付株式について、譲渡制限期間中の無償取得を行い、又は譲渡制限解除後の返還を行わせることといたします。

譲渡制限付株式報酬制度の概要

対象取締役	社外取締役以外の取締役
支給する金銭報酬債権額（上限）	年額2億円
割り当てる株式の種類	普通株式 (譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したもの)
割り当てる株式の総数（上限）	年39万株（＊）
譲渡制限期間	割当日から当該対象取締役が当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間

* 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いましたので、上記は当該株式分割を反映させた株式数を記載しております。

d. 業績運動報酬に係る業績指標等

- ・業績運動報酬は会社業績と連動し、財務指標と非財務指標をもとに決定いたします。
- ・財務指標と非財務指標は、グループ中期経営計画（2022-2025）を踏まえて選定したものであり、指標の内容及び選定理由は以下のとおりあります。

(a) 財務指標

- ・財務指標は、単年度の業績を役員報酬に反映するための指標であります。

指標	選定理由
グループ修正利益 ^{(*)1}	株主還元の指標であるグループ修正利益、資本効率の指標であるグループ修正ROE及びグループの重要な業績指標である連結当期純利益を選定したものであります。
連結当期純利益	※IFRS導入以降は、左記指標を、「IFRS純利益」及びIFRSベースの「修正ROE」に変更する予定であります。
グループ修正ROE ^{(*)2}	

*1 グループ修正利益

連結当期利益+異常危険準備金等繰入額－その他特殊要因（のれん・その他無形固定資産償却額等）+非連結グループ会社持分利益

*2 グループ修正ROE

グループ修正利益 ÷ [修正純資産（連結純資産+異常危険準備金等－のれん・その他無形固定資産）の期初・期末平均]

(b) 非財務指標

- ・非財務指標は、中長期の業績に寄与する取組みを役員報酬に反映するための指標であります。

評価項目		選定理由
基本戦略	<input type="radio"/> Value (価値の創造) <input type="radio"/> Transformation (事業の変革) <input type="radio"/> Synergy (グループシナジーの発揮)	グループ中期経営計画（2022-2025）の目指す姿である「レジリエントでサステナブルな社会を支える企業グループ」を実現するための、「基本戦略」と基本戦略を支える「基盤」を、非財務指標の評価項目に選定したものです。
基盤	<input type="radio"/> サステナビリティ <input type="radio"/> 品質 <input type="radio"/> 人財 <input type="radio"/> ERM	

(c) 財務指標、非財務指標の適用方法

- ・業績連動報酬の算定における財務指標と非財務指標の割合は、「50：50」を標準しております。
- ・適用係数は標準1.0に対して財務指標は0～3.0、非財務指標は0.5～1.5の幅で変動いたします。
- ・業績連動報酬は、金銭報酬、株式報酬それぞれについて、役位別基準額をもとに、以下のとおり算定いたします。

金銭報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×80%+非財務指標×20%）

株式報酬：役位別基準額×会社業績係数（財務指標×20%+非財務指標×80%）

- ・金銭報酬は、財務指標の割合を非財務指標より高くすることにより、単年度の業績を、より反映する構成しております。

- ・株式報酬は、非財務指標の割合を財務指標より高くすることにより、中長期的な企業価値向上に寄与する取組みの評価を、より反映する構成しております。

(d) 当事業年度の財務指標、非財務指標の実績

<財務指標>

	実績値	計画	計画比
グループ修正利益	7,317億円	6,700億円	109.2%
連結当期純利益	6,916億円	6,300億円	109.8%
グループ修正R.O.E	15.7%	14.3%	+1.4ポイント

<非財務指標>

評価項目	評価の結果
基本戦略	<p>以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準並みの評価となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会課題の解決につながる補償・保障前後の商品・サービスの開発・展開 ・海外事業や国内生保事業の拡大、事業ポートフォリオ、リスクポートフォリオの変革、デジタル・データを活用した新たなビジネスの追求 ・1プラットフォーム戦略の実行による業務品質と生産性の向上やグループシナジーの発揮
基盤	<p>以下の観点などを踏まえた評価の結果、標準を下回る評価となりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サステナビリティ3つの重点課題である、地球環境との共生、安心・安全な社会、多様な人々の幸福に関する取組み ・お客さま第一の業務運営の徹底・定着、コンプライアンス意識・知識の向上を図る取組み ・「最適な人財ポートフォリオ構築」「社員の能力・スキル・意欲の最大限発揮」の実現に向けた人財育成に関する取組み ・資本効率の向上やリスク管理体制の強化に向けた取組み

- e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

<取締役の報酬>

2018年6月25日開催 [第10期定時株主総会]

年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）（うち社外取締役年額1億円以内）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）であります。

2019年6月24日開催 [第11期定時株主総会]

新たに、事後交付による譲渡制限付株式報酬制度を導入すること及び社外取締役以外の取締役に対して譲渡制限付株式を割り当てるために支給する金銭報酬債権の総額を年額2億円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役以外の取締役の員数は7名であります。

<監査役の報酬>

2009年6月25日開催 [第1期定時株主総会]

年額1億1,000万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

■ 「事業報告」「連結計算書類」「計算書類」「監査報告書」について

以下の「事業報告」の一部、「連結計算書類」「計算書類」「監査報告書」につきましては、本冊子には掲載せず、当社ウェブサイト（※）の「第17期 定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」に掲載しております。

なお、当期の連結業績並びにグループの国内保険会社及び海外保険子会社の業績のうち主要なものにつきましては、事業報告の保険持株会社の現況に関する事項における「企業集団の事業の経過及び成果等」（本冊子46ページ～57ページ）に記載しております。

① 事業報告

- ・ 保険持株会社の現況に関する事項の「企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移」、「企業集団の主要な事務所の状況」、「企業集団の使用人の状況」、「企業集団の主要な借入先の状況」及び「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- ・ 会社役員に関する事項の「責任限定契約・補償契約」及び「役員等賠償責任保険契約」
- ・ 社外役員に関する事項
- ・ 株式に関する事項
- ・ 新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- ・ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 特定完全子会社に関する事項
- ・ 親会社等との間の取引に関する事項
- ・ 会計参与に関する事項
- ・ その他

② 連結計算書類

③ 計算書類

④ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

⑤ 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

⑥ 監査役会監査報告書謄本

※当社ウェブサイト

https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html



株主総会会場ご案内図

The Okura Tokyo (オークラ東京) オークラ プレステージタワー2階「オーチャード」

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 TEL : 03-3582-0111

交通機関のご案内

■ 東京メトロ ○日比谷線
「虎ノ門ヒルズ駅」
A2a出口 より徒歩5分

■ 東京メトロ ○銀座線
「虎ノ門駅」
3出口 より徒歩10分

■ 東京メトロ ○銀座線 ○南北線
「溜池山王駅」
14出口 より徒歩10分

宴会場エントランス(1階)よりお入り
いただき2階までお越しください。

■ 東京メトロ ○日比谷線
「神谷町駅」
4b出口 より徒歩6分

■ 東京メトロ ○南北線
「六本木一丁目駅」
中央改札 より徒歩7分

正面エントランス(5階)よりお入り
いただき2階までお越しください。



※ お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ 株主総会の会場に車椅子で入場するなどご出席にあたってご希望のある株主さまは、6月16日（月）までに本冊子1ページに記載の当社ウェブサイトからご連絡ください。なお、ご希望に沿えないことがございますので、あらかじめご了承ください。

※ ご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。